

答 申 個 第 1 2 5 号

令和4年10月25日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年10月1日付け保障第410号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

問い合わせに対する回答の経緯等の不存在による非開示決定事案（諮問個第307号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年6月7日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求した（以下、①を「請求内容1」、②を「請求内容2」、③を「請求内容3」という。また、これらの請求内容をまとめて、以下「本件請求」という。）。

① 資料1※に係る判断経緯を記す公文書

② 障害者台帳において、京都障害者職業センター元職員●●が記載した内容を裏付ける公文書

③ 京都市発達障害者支援センターかがやき■■センター長が、京都障害者職業センター元職員●●のことを「デブでブスと書くと不利に為る」と発言していたので、此れを裏付ける根拠

※ 審査請求人が京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）に行った疑義問合せに対し、かがやきから審査請求人に回答したメールを指す。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年6月15日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求内容1について

請求に係る文書を作成又は取得していないため。

請求内容2について

障害者台帳は、京都障害者職業センターにおいて作成されたものであり、本市が作成したものではないことから、請求に係る文書を作成又は取得していないため。

請求内容3について

発言を裏付ける文書を作成又は取得していないため。

- (3) 審査請求人は、令和3年9月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) かがやきの運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。かがやきは、支援対象者の支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」（以下「職業センター」という。）（厚生労働省所管）と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。

(2) 本件請求に係る文書について

審査請求人は、職業センターにおいて就労支援を受けた者であり、職業センターは審査請求人の職業評価を行っている。本件請求のうち請求内容1は、職業センター元職員●●（以下「職業センター元職員」という。）が作成した障害者台帳が虚偽であることを前提に、審査請求人からかがやきに対して障害者台帳に係る意見書の作成を依頼し、それに対しかがやきが回答した際のメールの回答内容について、その判断に至った経緯を示す公文書を求めたものである。また、請求内容2は、障害者台帳に記載されている内容のうち5箇所の記載内容を示し、その記載内容を裏付ける公文書を、請求内容3は、職業センター元職員に関するかがやきセンター長の審査請求人への発言を裏付ける公文書をそれぞれ求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 請求内容1について

障害者台帳は職業センターにおいて作成される文書であり、処分庁は当該文書の作成に一切関与していないものである。審査請求人に係る障害者台帳に関し、処分庁の見解を意見書として作成する依頼が審査請求人からあった際に、処分庁における検討を踏まえ、「そもそも他機関において作成される文書に対し、処分庁が意見を述べる立場にないことから、そのような意見書を作成することはできない。」と回答したものであるが、この判断に至った経緯をまとめた文書は作成しておらず、また当該判断をするに当たって取得した文書もない。

イ 請求内容2について

アにおいて述べたとおり、処分庁は障害者台帳の作成に関与していないため、職業センター元職員が記載した内容がどのような裏付けを基に記載したものであるかを処分庁において確認できる公文書は作成しておらず、また取得もしていない。

なお、5箇所のうち、2頁「就労プログラムを受けるための相談開始が、今年1～2月からの開始予定」については、障害者台帳の「関係機関の意見・連絡」欄に記載されており、かがやき元職員▲▲（以下「かがやき元職員」という。）からの連絡により把握した内容を記載したものであることが認められる。また同様の内容が2頁「生活歴＜現在まで＞」欄に、「かがやきにて、相談をし、登録→平成25年2月から就労プログラムを受ける予定である。」と記載されている。

これらについては、かがやきにおける就労プログラムの予定をかがやき元職員が職業センター元職員に伝えたものであると認められることから、かがやきが保有する文書に就労プログラムの予定時期を記載したものがあるか否かを確認したところ、就労プログラムの当時の予定について記した文書は存在しなかった。

なお、一般的に関係機関との連携においては、面談などのスケジュール等について電話などで口頭により情報共有を行っており、当該記載内容についても、一般的な支援のスケジュール等を踏まえて、審査請求人に係る支援のおおよその予定を口頭で伝えたものと考えられる。

ウ 請求内容 3 について

職業センター元職員に関するかがやきセンター長の審査請求人への発言については、特段、何らかの公文書に基づいて発言をしたものではないことから、請求に係る公文書は作成も取得もしていない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

不存在は不自然であるので其れを容認出来無い。又仮に不存在であるとしても何故不存在であるのかについて詳述していないので其れは行政手続法 8 条 1 項に違反している。

(1) 請求内容 1 について

ア 委託契約書 3 条、6 条、7 条、16 条及び 17 条に基づいて処分庁とかがやきは緊密に連携している筈であり、業務報告も適宜為されている筈であるので、其れを記す公文書が存在しない事は委託契約上あり得ない。仮に業務報告を記す公文書が存在しなければ、如何にして事後に其れを検証しているのか？かがやきが処分庁に報告し、処分庁は其れを踏まえて指示を出している筈であるので、前述した通り其れ等を記す公文書が存在しない事は委託契約上あり得ない。従って該当する公文書は委託契約書に基づいて存在している筈である。

イ 「処分庁は当該文書の作成に一切関与していない」と書かれているが此れは虚偽である。確かに保健福祉局障害保健福祉推進室は関与していないであろうが、かがやき元職員は、かがやきに於いて知り得た審査請求人に係る個人情報を職業センター元職員に漏洩しているので関与している事は自明である。

ウ 情報漏洩があれば、かがやきは委託契約書 16 条に基づき其れについて処分庁に報告しなければならないので、其れを記す公文書が存在しない訳が無い。

(2) 請求内容 2 について

ア 本件開示請求に於いて問い質している内容は、障害者台帳全般では無くかがやきに係る記録に限っているので、記載対象であるかがやきが其の真偽について答えられない訳が無い。

イ 尤も其の作成者は職業センター元職員であるので、公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づく跡付け検証が適用されるのはかがやきでは無い事も又事実である。

ウ しかし、かがやきは自らについて書かれているので、其の真偽を答えられない訳が無い事は前述した通りである。従って其れを答えられないとすれば、かがやきは作成者を庇っているとしか考えられない。

エ 「就労プログラムの当時の予定について記した文書は存在しなかった。」と書かれているが何故存在しないのか？当初から作成していないのか、或いは何時かの時点に於いて廃棄したのか？

(3) 請求内容 3 について

ア 言明を妨げるのであれば、其れは明らかに憲法19条（思想の事由）及び21条1項（言論、表現の自由）に違反する言論封殺である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

請求内容1から3において審査請求人が求める文書は、それぞれ以下のとおりである。

・請求内容1

審査請求人が、かがやきに対して行った意見書の作成依頼及び疑義問い合わせに対し、かがやきがメールで行った回答について、その判断に至った経緯を示す公文書

・請求内容2

職業センターが作成した障害者台帳に記載されている内容について、その記載内容を裏付ける公文書

・請求内容3

かがやきセンター長が審査請求人に対し行った発言について、それを裏付ける根拠となる公文書

(2) 本件処分について

ア 請求内容1について

(ア) 処分庁は、回答について、その判断に至る経緯をまとめた文書はないと主張する。

(イ) 一方、審査請求人は、処分庁とかがやきは委託契約に基づき、緊密に連携しており、業務報告も適宜なされることから、当該判断を行うに当たり、かがやきから処分庁に報告し、処分庁は当該報告を受け指示を行ったはずであり、それらを示す文書が存在するはずだという趣旨の主張をする。

(ウ) 一般に、委託業務において、定期又は契約満了時などに受託業務に係る報告書などが提出されることはあり得ることと認められるが、受託業務の遂行における個別事案について委託元に相談をすることがあったとしても、当該相談やそれに対する委託元からの指示が必ずしも書面で行われるものとははいえない。

(エ) したがって、請求内容1に係る事案について、公文書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不合理な点はないと判断する。

イ 請求内容2について

(ア) 処分庁は、職業センター元職員が何を裏付けに障害者台帳に記載したか確認できる文書は保有しておらず、またかがやきでの今後の予定について記載された箇所についても、その当時の予定を記した文書は存在しないと主張する。

(イ) 一方、審査請求人は、職業センターが作成した障害者台帳に記載されている事項のうち、かがやきに係る記載についてはその裏付けとなる文書を保有しているはずであると主張する。

(ウ) 当審査会が諮問庁に対し、職業センターとかがやきの連携について確認したところ、一般的に支援を行うに当たって会議等で情報交換することはあるが、職業センターにおいて障害者台帳を作成するに当たっては、かがやきが保有する何らかの公文書を参照するなど、かがやきと連携して作成することはないとのことであった。

- (エ) そうすると、職業センターが作成した障害者台帳に記載されている内容が、かがやきにおける支援の取組内容などであったとしても、職業センターが当該記載の根拠としたものを処分庁が保有していないことについて、特段、不自然な点はないと考える。
- (オ) したがって、請求内容２を満たす公文書が存在しないとする処分庁の主張に不合理な点はないと判断する。

ウ 請求内容３について

- (ア) 処分庁は、職員の発言は既存の公文書の記載内容に基づくものではないことから、請求に係る公文書は存在しないと主張する。
- (イ) 市民等に対する職員の発言に係る根拠となる公文書の有無については、令和４年６月２４日付け答申個第１１８号において判断したように、請求内容３にあるような職員の発言について、その根拠となる公文書が存在しないとの処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

エ 以上から、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。それゆえ、処分庁が公文書不存在の理由説明を行っていないという審査請求人の主張も認められない。

(3) 結論

以上により、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年10月 1日 諮問

10月29日 諮問庁からの弁明書の提出

11月16日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和4年3月2日開催）

9月15日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第4回会議）

10月25日 審議（令和4年度第5回会議）

※ 行政不服審査法第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）